

令和 5 年

# 2 月定例会会議録

令和 5 年 2 月 1 4 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

## 目 次

|          |                          |   |
|----------|--------------------------|---|
| ○議 事 日 程 | .....                    | 3 |
| ○出 席 議 員 | .....                    | 3 |
| ○日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 .....         | 3 |
| ○日 程 第 2 | 会期の決定 .....              | 4 |
| ○日 程 第 3 | 諸報告 .....                | 4 |
| ○日 程 第 4 | 議案第 1 号から議案第 7 号まで ..... | 5 |
| ○討 論     | .....                    | 7 |
| ○採 決     | .....                    | 7 |
| ○日 程 第 5 | 議員提出議案第 1 号 .....        | 8 |
| ○討 論     | .....                    | 8 |
| ○採 決     | .....                    | 8 |



令和 5 年 2 月

## 萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録

### 議事日程第 1 号

令和 5 年 2 月 14 日（火曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案第 1 号から議案第 7 号まで  
第 5 議員提出議案第 1 号

|           |           |
|-----------|-----------|
| 会 計 管 理 者 | 吉 岡 克 子 君 |
| 事 務 局 主 幹 | 齋 藤 英 樹 君 |
| 事 務 局 主 幹 | 中 野 忠 信 君 |
| 事 務 局 主 幹 | 福 場 正 君   |
| 事 務 局 主 幹 | 坂 野 茂 君   |
| 事 務 局 主 幹 | 井 関 勝 裕 君 |
| 事務局総務係長   | 岡 崎 晴 己 君 |
| 事務局施設係長   | 伊 藤 始 君   |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案第 1 号から議案第 7 号まで  
日程第 5 議員提出議案第 1 号

○書記出席者

|     |           |
|-----|-----------|
| 書 記 | 長 須 郷 誠 君 |
| 書 記 | 大 田 泰 之 君 |
| 書 記 | 岡 本 功 次 君 |

○出席議員（7 名）

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1 番 | 中 平 裕 二 君   |
| 2 番 | 早 川 文 乃 君   |
| 3 番 | 岡 崎 隆 志 君   |
| 4 番 | 関 伸 久 君     |
| 6 番 | 南 野 信 郎 君   |
| 7 番 | 瀧 口 治 昭 君   |
| 8 番 | 長 岡 肇 太 郎 君 |

○欠席議員（1 名）

- |     |           |
|-----|-----------|
| 5 番 | 吉 津 弘 之 君 |
|-----|-----------|

○説明のため出席した者

|         |           |
|---------|-----------|
| 管 理 者   | 田 中 文 夫 君 |
| 副 管 理 者 | 江 原 達 也 君 |
| 事務局長兼次長 | 杉 山 寛 校 君 |

午前 10 時 00 分開会

○議長（長岡肇太郎君） ただいまから、令和 5 年 2 月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（長岡肇太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番、中平議員、7 番、

瀧口議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（長岡肇太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本日定例会の会期は、本日一日限りとする  
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長岡肇太郎君） 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（長岡肇太郎君） 日程第3、これより諸報告を行います。

管理者より報告を求めます。田中管理者。

〔管理者 田中 文夫君登壇〕

○管理者（田中 文夫君） 皆様おはようございます。それでは、報告を行わせていただきます。

まず1点目、萩・長門清掃工場はなもゆの管理運営状況について御報告をいたします。

本年度4月から12月末までの9か月間のごみ処理状況についてであります。ごみ搬入量は1万9,908トンで、前年度の同期間と比較いたしますと128トン、0.6%の増加となりました。

この搬入量には、宇部市清掃工場の基幹的設備改良工事に伴う休炉期間中の代替処理分345トンが含まれ、それを除いた搬入量は1万9,563トンとなり、前年同期間と比較いたしますと217トン、1.1%の減少となっております。

宇部市を除いた構成団体別の搬入量は、萩市が1万293トンで搬入量の52.6%、長門市が8,731トンで44.6%、事業

を受託しております阿武町が539トンで2.8%となっております。

また、この期間の搬入量を前年度同時期と比較いたしますと、萩市は297トン、2.8%の減少、長門市が107トン、1.2%の増加、そして阿武町が27トン、4.8%の減少となっております。

一方、9か月間で2万461トンのごみを焼却処理し、発生した焼却灰1,735トンをセメント原料としてリサイクルするとともに、焼却不適物187トンは埋立処分あるいは資源回収業者に引き渡しております。

次に、本清掃工場では分析機関に委託して、年4回、排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素、水銀の濃度を測定いたしております。本年度は6月、9月及び12月に実施した排ガス測定においては、すべての項目において関係法令の基準を満たしております。

2点目であります。株式会社はないろへの運営業務委託費の見直しについて御報告をいたします。

本組合は、株式会社はないろと20年にわたる清掃工場運営業務委託契約を締結しております。その契約条項には社会経済状況の変化に対応する物価スライド規定があり、毎年10月1日時点で厚生労働省の毎月勤労統計調査による賃金指数と、日本銀行の企業向けサービス価格指数及び企業物価指数を活用し、前年の指標との間で3%以上の変動があった場合には、その変動率を従前の単価に乗じたものを新たな単価として翌年度の業務委託費の積算を行うこととしているところでございます。

今回、その見直しの結果、人件費の変動率は0.3%と3%以内でありましたが、人件費以外の経費の変動率が8.0%と3%を超過したため、令和5年度の業務委託費の見直しを行うこととなりました。

あわせて、近時のエネルギー価格の動向により電力料金が急激に高騰し、その結果、

運營業務委託契約締結時に株式会社はないろが策定した契約期間である20年間の事業計画で見込んでいた電気料金と、現在の電力料金の間で大きな乖離を生じることとなりました。

本組合におきましては、今回の電力料金高騰の影響額を運営会社の負担とすることは妥当ではないことから、運營業務委託契約の見直し条項に基づき、事業計画に定める基本料金と計画焼却量に必要な「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の実績額を翌年度に精算することとし、今議会に提案した令和5年度当初予算案におきまして、令和4年度分の精算見込額として3,840万円を計上しているところであります。

このように、令和5年度予算案における株式会社はないろへの運營業務委託料は、従来からの毎年の運營業務委託費の単価見直しにあわせ、物価高騰への対応として電力料金の補てん措置をとった結果、対前年度5,100万円余りの増加となっております。

3点目、令和5年度の予算概要について御報告いたします。

令和5年度の一般会計当初予算は4億8,370万円、対前年度比14.5%の増加となりました。

当初予算は、株式会社はないろとの運營業務委託契約に基づき、物価スライド調整後の業務委託料3億1,957万円にあわせ、前項目で報告した電力料金高騰分への対応として3,840万円、あわせて焼却灰処理業務委託料も電力料金により処理単価が高騰し7,230万5,000円となるなど、ごみ処理に係る経費が高騰した中での予算となっております。

このほか、消費税のインボイス制度が本年10月から開始となることへの対応等、本清掃工場の焼却業務に係る経費が予算全体の95%を占める予算となっております。

令和5年度におきましても、経費の節減に努めつつ、本清掃工場の稼働期間をより延長

するために、また安定した稼働を継続するために、運営会社である株式会社はないろと協力しながら施設の適正な維持管理、運営に努めてまいります。

以上、報告でございます。

○議長（長岡肇太郎君） 管理者の報告は終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

---

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（長岡肇太郎君） 日程第4、議案第1号から議案第7号までを議題といたします。

---

議案第1号 令和4年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 令和5年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

議案第3号 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護に関する法律施行条例

議案第4号 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例

議案第5号 萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例

議案第6号 萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

議案第7号 萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（長岡肇太郎君） まず、提案理由の説明を求めます。田中管理者。

〔管理者 田中 文夫君登壇〕

○管理者（田中 文夫君） それでは、議案説明を行います。

まず、議案第1号令和4年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）で

ありますが、これは歳入歳出それぞれ３８２万円を減額し、予算の総額を４億１，８６８万円とするものであります。

今回の補正は、歳入予算補正では、ごみ焼却手数料５００万円を増額し、あわせて前年度繰越金１，１００万４，０００円の計上、歳出予算補正では、焼却灰セメント原料化業務委託料４００万円等を減額するものであります。

これにより、萩市、長門市からの分担金１，７２９万５，０００円及び阿武町からの受託事業収入１９８万６，０００円を減額するものであります。

このほか、債務負担行為の補正であります。

次に、議案第２号令和５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ４億８，３７０万円を計上いたしました。これは、前年度予算額に比べ６，１２０万円の増額であります。

歳出予算の主なものは、第２款総務費では組合運営に係る一般事務経費の計上、第３款衛生費では、清掃工場運營業務委託料３億５，７９７万円、焼却灰セメント原料化業務委託料７，２３０万５，０００円のほか、萩・長門清掃工場運営に係る経費の計上であります。

これに対して、歳入予算の主なものは、自主財源として第２款使用料及び手数料で、ごみ焼却手数料１億５，９３８万５，０００円を見込み、歳出予算に不足する部分の財源として、第１款分担金及び負担金２億９，０８８万１，０００円と、第５款諸収入で阿武町からの受託事業収入３，３４０万１，０００円を計上したものであります。

次に、議案第３号萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例であります。これは個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体において改正法が直接適用されることに伴い、改正法

の施行について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第４号萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例であります。これは、審査請求に関し、調査審議する萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会の設置について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第５号萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例であります。これは個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例の改正を行うものであります。

次に、議案第６号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。これは萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例の制定に伴い、委員報酬について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第７号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。これは地方公務員法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（長岡肇太郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

まず、議案第１号令和４年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第１号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２号令和５年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

---

## 討 論

○議長（長岡肇太郎君） これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 討論なしと認めます。

---

## 採 決

○議長（長岡肇太郎君） これより、採決を行います。

まず、議案第1号令和4年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和5年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例は原案のとおり可



決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議員提出議案第1号

○議長（長岡肇太郎君） 日程第5、議員提出議案第1号を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、関議員。

〔4番 関 伸久君登壇〕

○4番（関 伸久君） それでは、議員提出議案第1号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

これは、引用している地方自治法の条ずれが生じているため改正を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（長岡肇太郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

議員提出議案第1号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の一部改正に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

---

#### 討 論

○議長（長岡肇太郎君） これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長岡肇太郎君） 討論なしと認めます。

---

#### 採 決

○議長（長岡肇太郎君） これより、採決を行います。

議員提出議案第1号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の一部改正は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（長岡肇太郎君） 起立全員と認めま

す。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年2月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月14日

萩・長門清掃一部事務組合

議 長 長 岡 肇太郎

議 員 中 平 裕 二

議 員 瀧 口 治 昭